

県内事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言について

本県では、4月13日に11名の、4月14日には1名の感染が判明し、新型コロナウイルス感染症患者が20名（4月14日時点）となっているところです。特に、この1週間で18名の新たな感染が確認されており、香川県内の状況は、極めて厳しい段階に移ったと言わざるを得ない状況です。

ここで、感染の拡大を何とか食い止めるためには、県民・事業者の皆様、香川県が「緊急事態」となったということ、認識いただかなければなりません。

このため香川県は、4月14日に「香川県緊急事態」を宣言しました。

この宣言は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言ではなく、県民・事業者の皆様のご行動を変えていくための、香川県知事からのお願いですが、県内事業者の皆様におかれましては、この宣言の趣旨をご理解いただき、「香川県緊急事態」宣言及び「香川県知事から県民の皆様へのメッセージ」へのご協力をお願いします。

- ・「香川県緊急事態」宣言

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_1/wupnqp200414195032.shtml

- ・香川県知事から県民の皆様へのメッセージ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/chijipage/chijicomment/wzynhe200407192736.shtml>

また、4月11日には、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されているところです。

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0411.pdf

つきましては、職場等における感染拡大を防止するため、県内事業者の皆様におかれましては、職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかけるほか、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛についても、強く促すようお願い申し上げます。

あわせて、香川県から4月13日に県内各市町・各市町教育委員会等に対し、保護者に家庭での保育が可能な場合には、保育所等の利用や幼稚園への登園を控えるように依頼することについて検討をお願いしています。

自治体等から保育所等の利用や幼稚園への登園を控えるよう依頼があった場合、国の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の対象となりますので、当該制度を活用して、有給の特別休暇制度を設けていただき、年次有給休暇の有無に関わらず保護者が利用できるようにお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

（問合せ先）香川県商工労働部産業政策課

電話 087-832-3349

e-mail sangyo@pref.kagawa.lg.jp